

製造施設等軽微変更概要書（一般則・液石則）

1. 変更の目的

（例）窒素 CE 送ガスラインの安全弁が老朽化しているため、更新します。

2. 製造するガス名

（例）液化窒素（第一種ガス）、LPG

3. 変更の内容

（例）大臣認定品の安全弁に取り替えます。

なお、取替えにあたっては溶接・切断等の現場施工を伴わない取替え工事になることから、軽微な変更の工事としています。

4. 処理能力・貯蔵量

（1）各製造施設の処理能力

設備名・ガス種	変更前 (N m ³ /日)	減少分 (N m ³ /日)	変更後 (N m ³ /日)
（例）NO. 4 窒素 CE・液化窒素	1, 000	-1, 000	0
合 計			

（2）各製造施設に係る貯蔵量

設備名・ガス種	変更前 (kg・m ³)	減少分 (kg・m ³)	変更後 (kg・m ³)
（例）LGC 容器・窒素	1, 000kg	-1, 000kg	0 kg
合 計			

（次ページに続く）

5. 省令で定める技術上の基準とそれに対応する事項（添付資料等にまとめること。）

6. その他 特記事項（特段の事情があれば記載すること。）

（例）配管の変更にあたって、溶接・切断等の現場施工を伴いますが、管認定試験者が行う管認定工事であることから軽微な変更の工事としています。